

d ポイントサービス規定

お客さまは、株式会社ドコモ SMTB ネット銀行（以下「当社」といいます。）と d ポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）に係る取引を行う場合は、この規定（以下「本規定」といいます。）における下記条項のほか、別途定める各取引に係る規定に従うことに同意するものとします。

第 1 条（目的）

本規定は、本サービスおよび本サービスにおいて当社がお客さまに付与するポイント（以下「ポイント」といいます。）に関する諸条件を定めることを目的とします。

第 2 条（ポイントの種類）

本サービスにおけるポイントは、以下の「d ポイント」および「d ポイント（未連携）」の 2 種類とします。

（1）d ポイント

当社の d アカウント連携規定に基づく d アカウント連携（以下「d アカウント連携」といいます。）をしたお客さまに対して付与するポイントをいいます。

（2）d ポイント（未連携）

d アカウント連携をしていない（d アカウント連携後に当該連携が解除された場合を含みます。）お客さまに対して付与するポイントをいいます。d ポイント（未連携）には、以下の「通常ポイント」および「限定ポイント」があります。

① 通常ポイント

有効期限が、ポイント付与日（第 3 条で定義します。）の属する年度の翌々年度末日までであるものをいいます。なお、年度とは、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までを指します。

② 限定ポイント

有効期限が、別途当社が定める期限までであるものをいいます。

第 3 条（ポイントの付与）

当社は、当社所定の取引について、当社 WEB サイトで公表する所定の条件により、当社が指定する日（以下「ポイント付与日」といいます。）にお客さまにポイントを付与できるものとします。なお、いったんポイント付与の対象となる取引が成立した後に取り消されまたはその内容が変更された場合、取引に係る引き落としの全部または一部ができなかった場合その他当社がポイントを付与しないことが適当と判断する事由があった場合は、当社は、当該取引についてポイントを付与しません。また、この場合において、既に当該取引についてポイントを付与していた場合は、当社は、別の取引について付与するポイントから当該取

引について付与したポイントを差し引くことができるものとします。

第4条（ポイントに係る情報提供）

当社は、お客さまに対し、当社所定の方法により、保有ポイント数などのお客さまのポイントに係る当社所定の情報を提供します。なお、お客さまは、本条に基づき当社が提供する情報が提供時点の最新の状態を反映したものではない場合があることについて、了承するものとします。

第5条（ポイントの利用）

1. dポイントの利用方法等については、株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます。）が定める規約に従うものとします。
2. dポイント（未連携）は、それ自体では利用することはできません。dポイント（未連携）を利用するためには、次条第2項に基づきdポイントに交換される必要があります。
3. お客さまが複数の口座を保有している場合、異なる口座のポイントを合算して利用することはできません。また、ポイントの交換条件および利用条件等は、お客さまが口座を保有する支店ごとに異なる場合があります。

第6条（dポイントへの交換等）

1. お客さまが、dアカウント連携時に、当社のスマプロポイントサービス規定に基づき付与されたポイント（以下「スマプロポイント」といいます。）を保有している場合、当該スマプロポイントは、当社所定の交換比率および交換条件で、自動的にdポイントに交換されます。交換後のポイント種別は、スマプロポイントのうち通常ポイントはdポイントとし、スマプロポイントのうち限定ポイントはdポイント（期間・用途限定）とします。
2. お客さまが、dアカウント連携時に、dポイント（未連携）を保有している場合、当該dポイント（未連携）は、当社所定の交換比率および交換条件で、自動的にdポイントに交換されます。交換後のポイント種別は、dポイント（未連携）のうち通常ポイントはdポイントとし、dポイント（未連携）のうち限定ポイントはdポイント（期間・用途限定）とします。
3. dアカウント連携が解除された場合であっても、連携されている間に付与され、または前二項に基づき交換されたdポイントは、スマプロポイントまたはdポイント（未連携）には戻りません。
4. スマプロポイントおよびdポイント（未連携）のdポイントへの交換比率および交換条件は、当社WEBサイトに告知することにより、当社が任意に変更できるものとします。

第7条（ポイントの有効期限）

1. dポイントの有効期限については、ドコモが定める規約に従うものとします。
2. dポイント（未連携）の有効期限については、第2条第2号に定めるとおりとします。
3. 有効期限を経過したポイントは、理由のいかんを問わず失効します。

第8条（ポイントの失効等）

1. 当社は、以下の各号に該当する場合、ポイントの付与を取り止め、または、お客さまが保有するdポイント（未連携）を失効させることができます。
 - (1) お客さまが、死亡した場合
 - (2) お客さまが、当社との取引において違法または不正行為を行った場合
 - (3) お客さまが、反社会的勢力であると当社が判断した場合
 - (4) お客さまが、当社に開設された普通預金口座を解約した場合
 - (5) お客さまが、本規定のほか別途当社が定める各種規定に違反した場合
 - (6) その他、当社がポイント付与の取り止めについて適当と判断した場合
2. 付与されたdポイントの利用の取り止めおよび失効については、ドコモが定める規約に従うものとします。
3. 前二項により生じた損害について、当社は、一切の責任を負わないものとします。

第9条（ポイントの補てん）

第三者による不正利用等により、お客さまのdポイントが使用された場合、その補てんの有無については、ドコモが定める規約に従うものとします。

第10条（疑義）

ポイントの付与、利用履歴や有効期限等、ポイントに係る情報に疑義が生じた場合は、当社およびドコモが管理する情報を真正なものとして取り扱います。その他、本サービスについて生ずる疑義は、当社の裁量においてその取扱いを決定するものとします。

第11条（サービスの終了等）

当社は、当社WEBサイトに告知することにより、何ら責任を負うことなく、いつでも本サービスを変更し、または本サービスの全部または一部を停止ないし終了することができるものとします。

第12条（規定の準用）

本規定に定めのない事項については、銀行取引規定のほか、当社の他の規定、規則などすべて当社の定めるところによるものとします。ただし、本規定に同意した場合、お客さまには

当社のスマプロポイントサービス規定は適用されません。当社の他の規定、規則などは当社 WEB サイトへの掲示により告知します。

第 13 条（規定の変更）

当社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本規定を変更する旨、変更後の内容および効力発生日を、当社 WEB サイトにおいて公表するほか、必要があるときにはその他相当な方法で周知した上で、本規定を変更することができます。

- (1) 変更の内容がお客様の一般の利益に適合するとき
- (2) 変更の内容が、本規定に基づくお客様と当社との契約の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき

以上